

従業員の副業・兼業の
環境整備

経営課題の解決に
つながる人材を副業で採用



副業・兼業支援補助金

企業等による副業・兼業の人材の送り出し・受け入れを支援します



スキル・経験をもつ人材の活躍

- 例
- マーケティング
 - 経営企画
 - 商品開発
 - 営業企画
 - 人事・組織開発
 - 情報システム
 - 広報・PR
 - デザイン

第4次公募受付（電子申請）実施中

令和5年10月6日（金） - 令和5年10月31日（火）18時（必着）

副業・兼業の活用事例はこちら

右記リンク先にて副業・兼業人材の活用事例を公開しています。



本事業の目的

企業等が副業・兼業に人材を送り出すため、または副業・兼業の人材を受け入れるために要する費用について、本事業を通じてその経費の一部を助成し、費用負担を軽減することで、副業・兼業を促進し、もって企業間・産業間の労働移動の円滑化を図ることを目的としています。

募集期間

第4次公募受付（電子申請）実施中

令和5年10月6日（金）

令和5年10月31日（火）18時（必着）

公募内容

本事業は、実施の目的に応じて、以下の2つの類型を設けており、
類型ごとに補助事業の要件や補助対象経費、補助率及び上限額等を定めています。

類型 A 副業・兼業送り出し型

補助率

2分の1以内

補助上限額

1事業者あたり100万円

補助対象経費

- ① 専門家経費
- ② 研修費
- ③ クラウドサービス利用費

補助対象
の要件

自社の従業員が他の企業等での就業等を行うことを認めるための環境整備を行うものであって、以下のいずれの要件も満たすものであること。

- ① 従業員の就業に関する社内ルール（就業規則等の社内ルールとして明文化されたものに限る。以下同じ。）の改定を伴うものであること
- ② 社内ルールの改定によって、従業員の副業・兼業を認める範囲が広がることが見込まれること
- ③ 改定後の社内ルールが、モデル就業規則（厚生労働省）第70条の規定に準じたもの、又は、同条の規定よりも広範に従業員の副業・兼業を認めるものになると見込まれること
- ④ 改定後の社内ルールについて、全ての従業員に周知することが見込まれること

類型 B 副業・兼業受け入れ型

2分の1以内

副業・兼業の人材1人あたり50万円

1事業者あたり250万円（5人まで）

- ① 仲介サービス利用料
- ② 専門家経費
- ③ 旅費
- ④ クラウドサービス利用費

他の企業等（自社との間に独立性が認められない企業等を除く。）において雇用契約又は業務委託契約に基づき就業している個人と新たに雇用契約又は業務委託契約を締結した上で、同契約に基づき、当該個人が当該他の企業等での就業を継続している状態のまま、自社の業務に就業させるものであって、以下のいずれの要件も満たすものであること

- ① 自社の業務に就業させる期間が、少なくとも3か月以上であること（ただし、第4次公募においては、少なくとも2か月以上であること）
- ② 受け入れる人材が有するスキルや経験などを活用することが、受け入れ企業の経営課題の解決につながると見込まれること（ただし、定型的な業務や単純作業など、専門的なスキル・経験を必要としない業務に関する人員が不足しているという課題に対応するために、副業・兼業人材を受け入れる場合を除く）

事業概要はこちらからご覧ください

本事業 web サイトから、本事業の公募要領、また本事業の概要や補助金の申請方法等に関する情報をご確認いただけます。関心をお持ちの方は、本事業の web サイトをご覧ください。

副業・兼業支援補助金 web サイト <https://www.fukugyo-kengyo-hojo.jp>



お問い合わせ

副業・兼業支援補助事業 事務局

TEL 050-3504-6598

受付時間 9:00 ~ 18:00